

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2021 年 8 月 16 日

セコム株式会社

2021年8月16日

株式交換に関する事前開示書類
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面)

東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
セコム株式会社
代表取締役社長 尾関 一郎

当社（以下「セコム」といいます。）は、セコム上信越株式会社（以下「セコム上信越」といいます。）との間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2021年11月1日を効力発生日として、セコムを株式交換完全親会社とし、セコム上信越を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたします。

本株式交換に関する会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）
別紙1に記載のとおりです。
2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）
別紙2に記載のとおりです。
3. セコム上信越に関する事項（会社法施行規則第193条第3号）
 - (1) 最終事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第193条第3号イ）
別紙3に記載のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第193条第3号ロ）
該当事項はありません。
 - (3) 最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第3号ハ）
 - ① 本株式交換契約の締結
セコム上信越は、2021年8月6日開催の取締役会において、セコムを株式交換完全親会社とし、セコム上信越を株式交換完全子会社とする本株式交換を決議し、同日付けで本株式交換契約を締結いたしました。当該株式交換契約の内容は、別紙1をご参照ください。
 - ② 公開買付けに対する意見表明
セコム上信越は、2021年5月28日開催の取締役会において、セコム上信越の支配株主（親会社）であるセコムによる本公開買付け（以下に定義します。）に賛同の意見を表明するとともに、セコム上信越の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。
 - ③ 自己株式の消却
セコム上信越は、本株式交換の効力発生日の前日までになされる取締役会の決議により、基準時（別紙1の第3条に定義されます。）においてセコム上信越が保有す

る自己株式の全部（本株式交換に関して行使される会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによってセコム上信越が取得する自己株式を含みます。）を、基準時をもって消却する予定です。

④ 剰余金の配当

セコム上信越は、2021 年 6 月 23 日開催の定時株主総会において、下記のとおり、剰余金の配当を行うことを決議し、同月 24 日に配当を実施いたしました。

基準日	2021 年 3 月 31 日
1 株当たり配当金	64 円
配当金の総額	823,348,544 円
効力発生日	2021 年 6 月 24 日
配当原資	利益剰余金

⑤ 配当の不実施

セコム上信越は、2021 年 5 月 28 日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件に、2022 年 3 月期の配当予想を修正し、同期の中間配当及び期末配当を行わないことを決議いたしました。

4. セコムの最終事業年度（2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで）の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

(1) 本株式交換契約の締結

セコムは、2021 年 8 月 6 日開催のセコムの取締役会において、本株式交換を実施することにより、セコム上信越の完全子会社化を行うことを決議し、セコム上信越との間で同日付けの本株式交換契約を締結いたしました。

(2) 公開買付け

セコムは、2021 年 5 月 28 日付「セコム上信越株式会社株式（証券コード 4342）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「本公開買付けプレスリリース」といいます。）に記載のとおり、セコム上信越の完全子会社化を目的として、2021 年 5 月 31 日から同年 7 月 9 日まで、株式会社東京証券取引所市場第二部（以下「東証第二部」といいます。）に上場しているセコム上信越の普通株式（ただし、セコムが所有するセコム上信越普通株式及びセコム上信越が所有する自己株式を除きます。以下同じ。）の全てを対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しました。その結果、セコムは、セコム上信越の普通株式 11,325,244 株（所有割合（注）：88.03%）を保有しております。

（注）所有割合とは、セコム上信越が 2021 年 6 月 25 日に提出した第 55 期有価証券報告書に記載された 2021 年 3 月 31 日現在のセコム上信越の普通株式の発行済株式総数（13,109,501 株）から、同日現在のセコム上信越が所有する自己株式数（244,680 株）を控除した株式数（12,864,821 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。

5. 株式交換が効力を生じる日以後におけるセコムの債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

本株式交換に際して、会社法第 799 条第 1 項の規定により異議を述べることのできる債権者はおりませんので、該当事項はありません。

以上

別紙1 株式交換契約の内容
次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

セコム株式会社（以下「甲」という。）及びセコム上信越株式会社（以下「乙」という。）は、2021年8月6日（以下「本締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲（株式交換完全親会社）
商号：セコム株式会社
住所：東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
- (2) 乙（株式交換完全子会社）
商号：セコム上信越株式会社
住所：新潟県新潟市中央区新光町1番地10

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、第8条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計に0.74を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.74株の割合（以下「本交換比率」という。）をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従い甲が本割当対象株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合は、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第4条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 金0円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条に従い、甲が別途定める額
- (3) 利益準備金の額 金0円

第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年11月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合、甲及び乙は、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約について会社法第795条第1項に基づく株主総会決議による承認を受けないで本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合、

- 甲は、本効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を求める。
- 乙は、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、2021 年 9 月 27 日に開催予定のその臨時株主総会において、本契約について株主総会決議による承認を求める。
 - 前二項に定める手続について、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第 7 条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務を執行し、かつ一切の財産の管理及び運営を行い、かつそれぞれの子会社をして行わせるものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行い又は行わせる場合については、あらかじめ甲及び乙において協議し合意の上、これを行う。

第 8 条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までになされる乙の取締役会の決議により、基準時において乙が有する自己株式の全部（本株式交換に関して行使される会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）を、基準時をもって消却する。

第 9 条（剰余金の配当等）

- 甲は、2021 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、その株式 1 株当たり金 90 円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
- 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議又は本効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式を取得しなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

第 10 条（本株式交換の条件変更及び本株式交換の中止）

本締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本交換比率の適正性に影響を与える重大な事由若しくは本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、本契約を解除し又は本株式交換を中止することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、(i) 第 6 条第 1 項但書の規定による甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、本効力発生日の前日までに、本契約につき甲の株主総会の決議による承認が受けられないとき、(ii) 本効力発生日の前日までに、本契約につき乙の株主総会の決議による承認が受けられないとき、又は (iii) 前条に基づき本契約が解除若しくは本株式交換が中止されたときは、その効力を失う。

第 12 条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

第 13 条（管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約の条項の解釈につき疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項については、誠意をもって協議して解決する。

（以下余白）

以上の合意を証するため、本契約書2通を作成し、甲が1通、乙が1通を保有する。

2021年8月6日

甲 : 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
セコム株式会社
代表取締役社長 尾関 一郎



乙 : 新潟県新潟市中央区新光町1番地
セコム上信越株式会社
代表取締役社長 山中 善紀



別紙2 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	セコム (株式交換完全親会社)	セコム上信越 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.74
本株式交換により 割当交付する株式数	セコムの普通株式：1,139,286 株（予定）	

(注 1) 株式の割当比率

セコム上信越の普通株式 1 株に対して、セコムの普通株式 0.74 株を割当交付いたします。ただし、セコムが、基準時に所有するセコム上信越の普通株式（2021 年 8 月 6 日現在 11,325,244 株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率は、当該割当比率の適正性に影響を与える重大な事由が生じ若しくは明らかとなった場合等には、両社協議の上、変更されることがあります。

(注 2) 本株式交換により割当交付する株式数

セコムは、本株式交換に際して、基準時におけるセコム上信越の株主（ただし、セコムを除きます。）に対して、その保有するセコム上信越の普通株式に代えて、上記の株式交換比率に基づいて算出した数のセコムの普通株式を割当交付する予定であり、割当交付するに際し、セコムが保有している自己株式 1,139,286 株を充当する予定であり、セコムが新たに新株を発行する予定はありません。

なお、セコム上信越は、本株式交換の効力発生日の前日までになされるセコム上信越の取締役会決議により、基準時においてセコム上信越が保有する自己株式の全部（本株式交換に関して行使される会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによってセコム上信越が取得する自己株式を含みます。）を、基準時をもって消却する予定であるため、本株式交換により交付する上記株式数は、かかる消却が行われることを前提とした数です。また、本株式交換により交付する上記株式数は、セコム上信越の自己株式の取得等の理由により今後修正される可能性があります。

(注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、セコムの単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなるセコム上信越の株主の皆様においては、かかる単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、本株式交換の効力発生日以降、セコムの普通株式に関する単元未満株式に関する以下の制度を利用することができます。

・単元未満株式の買取制度

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が、セコムに対し、その保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度

・単元未満株式の買増制度

会社法第 194 条第 1 項及びセコムの定款の定めに基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が、セコムに対し、その保有する単元未満株式と併せて 1 単元となる数の株式を売り渡すことを請求し、これを買増することができる制度

(注 4) 1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、セコム上信越の株主の皆様が割当交付されるセコムの普通株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のセコムの普通株式を売却し、かかる売却代金をその 1 株に満たない端数に応じて当該端数の割当交付を受けることとなるセコム上信越の株主の皆様にお支払いします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

セコムは、セコム及びセコム上信越から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を2021年2月中旬に、セコム及びセコム上信越から独立したリーガル・アドバイザーとして瓜生・糸賀法律事務所を2021年3月上旬にそれぞれ選任いたしました。セコム上信越は、2021年3月30日に、セコム及びセコム上信越並びにセコムとの間で公開買付応募契約をそれぞれ締結することを予定していた野沢慎吾氏、齋藤麻衣子氏、株式会社ノザワコーポレーション、並びに株式会社ノザワクリエーション（以下「応募予定株主」といいます。）から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、セコム及びセコム上信越並びに応募予定株主から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）をそれぞれ選任いたしました。そして、セコム上信越は、2021年3月30日開催の取締役会における決議により、村山六郎氏（セコム上信越独立社外取締役、弁護士）、中山正子氏（セコム上信越独立社外取締役、株式会社キタック代表取締役社長）及び田口浩氏（セコム上信越独立社外監査役（常勤監査役）、元株式会社大光銀行事務・システム統括部部長）の3名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置いたしました。その上で、セコム及びセコム上信越は、両社の企業価値を一層向上させることを目的とし、複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、セコム及びセコム上信越は、2021年5月28日開催のそれぞれの取締役会決議において、セコムがセコム上信越を完全子会社化することにより、セコム及びセコム上信越が一体となり迅速かつ柔軟な経営判断を可能とし、必要な経営資源をセキュリティサービス事業に集中していくとともに、セコム上信越との連携をさらに強化することで、それらの持続的成長を実現し、両社の更なる企業価値の向上を追求できるものとの結論に至り、セコムが本公開買付けを実施し、セコム上信越は本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、セコム上信越の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決定いたしました。

また、本公開買付けプレスリリースに記載のとおり、セコムは、本公開買付けにより、セコムがセコム上信越の普通株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に株式交換の方法によりセコム上信越を完全子会社化すること、株式交換によりセコム上信越の株主の皆様が受け取る対価（セコムの普通株式。ただし、受け取るべき株式の数に1株未満の端数がある場合、当該端数部分については、会社法に基づき金銭の分配となります。）を決定するに際してのセコム上信越の普通株式の評価は、本公開買付けのセコム上信越の普通株式の買付価格（1株につき、金6,350円。以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格にすること及びセコムの普通株式の評価については、本株式交換に係る株式交換契約締結日の前営業日を基準とした市場株価法を採用することとし、本公開買付けに応募せず本株式交換によりセコムの普通株式の交付を受ける場合であっても、本公開買付けに応じる場合と比べて不利益とならない条件とすることを予定しておりました。

本公開買付けによりセコムはセコム上信越の普通株式の全てを取得できなかったことから、本公開買付け成立後、セコム及びセコム上信越は、本株式交換に係る検討・協議を開始し、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、また、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの諸条件及び結果並びにセコムの普通株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねました。

具体的には、セコムは、下記(3)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券から2021年8月5日付で受領した株式交換比率算定書（以下「本株式交換比率算定書（日興証券）」といいます。）を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記1.「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は妥当であり、セコム及びセコム上信越の株主の皆様利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であるとの結論に至りました。

一方、セコム上信越は、下記(3)「公正性を担保するための措置」及び下記(4)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村証券から2021年8月5日付で受領した株式交換比率算定書（以下「本株式交換比率算定書（野村証券）」といいま

す。)、本特別委員会を通じて提出を受けた、本特別委員会が独自に選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス」といいます。))から2021年8月5日付で受領した株式交換比率算定書(以下「本株式交換比率算定書(ブルータス)」といいます。))、並びに本特別委員会から2021年8月5日付で受領した、本株式交換はセコム上信越の少数株主の皆様にとって不利益なものではないと認められる旨を内容とする答申書(以下「本答申書」といいます。))その他の関連資料並びに本公開買付けに応募したセコム上信越の株主の皆様と応募しなかった株主の皆様との間の公平性の要請等を踏まえ、本株式交換に関する諸条件について慎重に協議・検討を行いました。本株式交換における株式交換比率については、セコム上信越の普通株式の評価を本公開買付け価格と同一の価格とし、セコムの普通株式の評価については野村證券が本株式交換に係る株式交換契約締結日の前営業日を基準とした市場株価法を採用して行った算定に基づき検討しております。その結果、本株式交換比率は、本株式交換によりセコムの普通株式の交付を受けるセコム上信越の少数株主の皆様にとって、本公開買付けに応じる場合と比べて不利益とならない条件であり、本株式交換比率算定書(野村證券)に照らしても合理的な水準であることから、セコム上信越の少数株主の皆様にとって不利益なものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であるとの結論に至りました。

このように、セコム及びセコム上信越は、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であるとの結論にそれぞれ至ったため、2021年8月6日に開催された各社の取締役会にて本株式交換を行うことを決定し、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

セコムのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMBC日興証券は、セコム及びセコム上信越の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

また、セコム上信越のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券並びに本特別委員会が独自に選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるブルータスは、セコム及びセコム上信越の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

② 算定の概要

SMBC日興証券は、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析した上で、セコムについては、同社が東京証券取引所市場第一部(以下「東証第一部」といいます。))に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2021年8月5日を算定基準日として、東証第一部における1ヵ月間、3ヵ月間及び6ヵ月間の各期間の終値の単純平均株価を採用しております。

また、セコム上信越普通株式1株当たりの価値の算定については、本公開買付け価格が決定・公表された2021年5月28日以降に、セコム上信越の財務状況及び事業予測等に重要な影響を与える可能性のある事象はない旨をセコム上信越に確認を行った上で、セコム上信越普通株式1株当たりの株式価値に重要な影響を与える可能性のある事象は発生していないことから、本公開買付け価格(1株につき、金6,350円)と同一の6,350円を採用して算定を行いました。

上記の評価に基づく、セコム普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は、0.71~0.76と算定されております。

SMBC日興証券は、株式交換比率算定書の作成にあたり、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではありません。また、両社及びその関係会社の資産及び負債に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

一方、野村證券は、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析した上で、セコムについては、同社が東証第一部に上場していることから市場株価平均法を算定手法として用いて、株式価値の算定を行いました。

セコム上信越については、同社が東証第二部に上場していることから市場株価平均法を、同社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較によるセコム上信越の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を算定手法として用いて、株式価値の算定を行いました。

セコムの1株当たりの普通株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.52～0.75
類似会社比較法	0.45～0.71
DCF法	0.66～0.79

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、セコム及びセコム上信越から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を使用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、セコム及びセコム上信越並びにその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、2021年8月5日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、セコム上信越の財務予想については、セコム上信越の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

また、プルータスは、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析した上で、セコムについては、同社が東証第一部に上場していることから市場株価法を用いて算定を行いました。

市場株価法においては、2021年8月5日を算定基準日として、東証第一部における1ヵ月間、3ヵ月間及び6ヵ月間の各期間の終値の単純平均株価を採用しております。セコム上信越については、同社と比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を採用して、同社の株式価値の算定を行っております。なお、本公開買付けが公表された2021年5月28日の翌営業日以降、セコム上信越の株価は公開買付け価格に鞅寄せされ、これは市場株価にその他の情報が適切に織り込まれなくなっていることを示唆していることから、同社については本公開買付け公表後の期間のみを対象に市場株価法を採用するものの、評価結果は参考情報として取り扱っております。各評価方法によるセコム上信越株式1株に対する割り当てるべきセコム株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、以下のとおりです。

採用手法		株式交換比率の算定結果
セコム	セコム上信越	
市場株価法	類似会社比較法	0.62～0.69
	DCF法	0.67～0.94

(参考)

採用手法		株式交換比率の算定結果
セコム	セコム上信越	
市場株価法	市場株価法	0.74～0.75

プルータスは、株式交換比率の算定に際して、セコム及びセコム上信越から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、プルータスは、両社とその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。プルータスの株式交換比率の算定は、2021年8月5日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、セコム上信越の財務予測については、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検

討又は作成されたことを前提としております。なお、プルータスがDCF法による算定の前提としたセコム上信越の財務予測においては、大幅な増減益は見込まれておりません。

(3) 公正性を担保するための措置

本株式交換は、既にセコム上信越の普通株式 11,325,244 株（所有割合 88.03%）を保有しているセコムがセコム上信越を完全子会社化するものであることから、公正性を担保する必要があると判断いたしました。セコム及びセコム上信越は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

セコムは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券より、2021年8月5日付で、本株式交換比率算定書（日興証券）を取得いたしました。算定書の概要は、上記（2）「算定に関する事項」をご参照ください。なお、セコムは、SMB C日興証券より、本株式交換比率の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

一方、セコム上信越は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券より、2021年8月5日付で、本株式交換比率算定書（野村証券）を取得いたしました。算定書の概要は、上記（2）「算定に関する事項」をご参照ください。なお、セコム上信越は、野村證券より、本株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

さらに、本特別委員会は、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータスより、2021年8月5日付で、本株式交換比率算定書（プルータス）を取得いたしました。算定書の概要は、上記（2）「算定に関する事項」をご参照ください。なお、本特別委員会は、プルータスより、本株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

② 独立した法律事務所からの助言

セコムは、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、瓜生・糸賀法律事務所より、デュー・ディリジェンスの実施並びに本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

一方、セコム上信越は、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所より、デュー・ディリジェンスの実施並びに本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

さらに、本特別委員会は、独自のリーガル・アドバイザーとして弁護士高橋明人氏（高橋・片山法律事務所）を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

なお、瓜生・糸賀法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所並びに高橋明人氏は、いずれもセコム及びセコム上信越並びに応募予定株主から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

(4) 利益相反を回避するための措置

本株式交換は、既にセコム上信越の普通株式 11,325,244 株（所有割合 88.03%）を保有しているセコムがセコム上信越を完全子会社化するものであることから、セコム上信越は、本株式交換に関し、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

① セコム上信越における特別委員会の設置

セコム上信越は、上記（1）「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、2021年3月30日開催の取締役会決議により、セコム及びセコム上信越並びに応募予定株主から独立した本特別委員会を設置し、本特別委員会に対し、1. 本取引の目的は合理的か（本取引がセコム上信越の企業価値向上に資するかを含む。）、2. 本取引における取引条件（本取引の実施方法、本公開買付けにおける本公開買付け価格及び本取引の対価の種類を含む。）の妥当性が確保されているか、3. 本取引において公正な手続を通じたセコム上信越の少数株主の利益への十分な配慮がなされてい

るか、4. 1. 乃至 3. のほか、本取引はセコム上信越の少数株主にとって不利益でないと考えられるか、5. セコム上信越取締役会が本公開買付けに賛同し、セコム上信越の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見表明を行うことの是非について諮問いたしました。また、セコム上信越の取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会をセコム上信越取締役会から独立した合議体として位置付け、本取引に関する意思決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には本取引を行う旨の意思決定を行わないこと、及びセコム上信越がセコムと本取引の取引条件等について交渉するにあたり、本特別委員会に適時にその状況を報告し、重要な局面でその意見、指示及び要請を受けることを決議するとともに、本特別委員会が必要と認めるときは、セコム上信越の費用負担の下、独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができること、及び本特別委員会は、セコム上信越の費用負担の下、その職務に関連する調査（本取引に係るセコム上信越の役員若しくは従業員又は本取引に係るセコム上信越のアドバイザーに対し、その職務に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めることを含みます。）を行うことができること等を決議しております。なお、本特別委員会は、上記の権限に基づき、2021年3月30日、独自のリーガル・アドバイザーとして弁護士高橋明人氏（高橋・片山法律事務所）を、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてブルータスを選任しております。

セコム上信越公表の2021年5月28日付「当社親会社であるセコム株式会社による当社株式に対する公開買付けに係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②当社における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり、本特別委員会は、弁護士高橋明人氏（高橋・片山法律事務所）から受けた法的助言、ブルータスから受けた財務的見地からの助言、並びに2021年5月27日付でブルータスから提出を受けたセコム上信越の株式の価値算定結果に関する株式価値算定書の内容を踏まえつつ、上記諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2021年5月28日付で、大要、1. 本取引の目的は合理的と認められる（本取引がセコム上信越の企業価値向上に資するかを含む。）ものとする、2. 本取引における取引条件（本取引の実施方法、本公開買付けにおける本公開買付け価格及び本取引の対価の種類を含む。）の妥当性が確保されているものとする、3. 本取引において公正な手続を通じたセコム上信越の少数株主の利益への十分な配慮がなされているものとする、4. 1. 乃至 3. のほか、本取引はセコム上信越の少数株主にとって不利益でないと考える、5. さらに、上記 1. 乃至 4. を踏まえれば、現時点において、セコム上信越取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明し、セコム上信越株主に対して、本公開買付けへの応募を推奨することは相当であり、セコム上信越の少数株主にとって不利益なものでないと考える旨を内容とする答申書（以下「5月答申書」といいます。）を受領しております。

また、セコム上信越は、本株式交換を検討するにあたって、本特別委員会に対し、1. 本株式交換の目的は合理的か（本株式交換がセコム上信越の企業価値向上に資するかを含む。）、2. 本株式交換における取引条件（株式交換比率を含む。）の妥当性が確保されているか、3. 本株式交換において公正な手続を通じたセコム上信越の少数株主の利益への十分な配慮がなされているか、4. 1. 乃至 3. のほか、本株式交換がセコム上信越の少数株主の皆様にとって不利益でないと考えられるか（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問しました。

本公開買付け成立後の本特別委員会は、2021年7月15日から2021年8月5日までの間に、合計4回開催されました。本特別委員会は、弁護士高橋明人氏（高橋・片山法律事務所）から受けた法的助言及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所から聴取した意見を踏まえ、本株式交換において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について確認しております。また、本特別委員会は、ブルータス及び野村證券から、それぞれが実施した株式交換比率の算定に係る算定手法の採用理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しております。加えて、本株式交換を含む本取引の実行に重大な支障をきたす問題点が存在しないことを確認するために、2021年5月下旬に、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及び税理士法人山田&パートナーズによるセコムに対するデュー・ディリジェンスが実施され、その結果がセコム上信越及び本

特別委員会へ報告されておりましたが、本公開買付けの成立を受けて、2021年7月中旬に、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及び税理士法人山田&パートナーズによるセコムに対する追加のデュー・ディリジェンスが実施され、本特別委員会は、その結果の報告を受けております。その上で、本特別委員会は、セコム上信越の事務局や各アドバイザー等を通じて、セコムとの交渉状況の報告を受け、本株式交換に関する情報収集を行った上で、株式交換比率を含む交渉方針について審議・検討した上で承認し、指示や要請を行うなどして、セコムとの間の株式交換比率の交渉に参画しております。

本特別委員会は、以上の経緯の下で、本諮問事項について慎重に検討を行い、その結果、セコム上信越取締役会に対し、委員全員の一致で、2021年8月5日付で、大要、(a)本株式交換の目的は合理的と認められる(本株式交換がセコム上信越の企業価値向上に資する)、(b)本株式交換の条件(株式交換比率を含む。)の妥当性が確保されている、(c)本株式交換において、公正な手続を通じたセコム上信越の株主の利益への十分な配慮がなされている、(d)上記(a)から(c)のほか、本株式交換は少数株主にとって不利益でないと考えられること等を踏まえれば、本株式交換はセコム上信越の少数株主の皆様にとって不利益なものでないと認められる旨を内容とする本答申書を提出しております。

本特別委員会の本答申書の概要は、以下のとおりです。

① 答申内容

- i 本株式交換の目的は合理的と認められる(本株式交換がセコム上信越の企業価値向上に資する)と考える。
- ii 本株式交換の条件(本株式交換比率を含む。)の妥当性が確保されているものとする。
- iii 本株式交換に係る手続の公正性が確保されている、すなわち本株式交換において公正な手続を通じたセコム上信越の少数株主の利益への十分な配慮がなされているものとする。
- iv 上記i乃至iiiの他、本株式交換はセコム上信越の少数株主にとって不利益なものでないと考える。

② 答申理由

1. 上記iに関しては、本株式交換を含む本取引の目的は合理的と認められる(本株式交換がセコム上信越の企業価値向上に資する)ものと考えられ、5月答申書の提出以降、本答申書提出までの間に、これに反する事情は特段生じていないものと考えられることから、本株式交換の目的は合理的と認められる(本株式交換がセコム上信越の企業価値向上に資する)と考える。
2. 上記iiに関しては、以下の理由から、本株式交換の条件(本株式交換比率を含む。)の妥当性が確保されているものとする。
 - ① セコム上信越において、本株式交換の条件、とりわけ本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するために、その検討及び判断に際して、株式交換比率算定のための独立の第三者算定機関を選任し、当該第三者算定機関から株式交換比率算定書を取得した上で、当該株式交換比率算定書を参考としていること
 - ② 当該第三者算定機関作成の株式交換比率算定書の結論に至る計算過程について、その算定手法は現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられること
 - ③ 上記算定の内容についても現在の実務に照らして妥当なものであると考えられること、また当該算定の前提となっているセコム上信越の事業計画の内容に関するセコム上信越及び第三者算定機関から本特別委員会に対する説明を踏まえ、本特別委員会においても、セコム上信越の事業計画の作成経緯及びセコム上信越の現状を把握した上で、それらに照らし不合理な点がないかという観点から事業計画の合理性を確認しており、結論として当該事業計画を合理的なものであると考えていること
 - ④ これらを踏まえ、当該第三者算定機関作成の株式交換比率算定書について、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられること
 - ⑤ また、当該株式交換比率算定書を基礎としてセコム上信越においても本株式交換の必要性及びメリット、セコム上信越の今後の事業への影響といった事情等を全般的に考慮した上で、本株式交換比率の検討を行ってきたと言えること
 - ⑥ セコム上信越において、ファイナンシャル・アドバイザー(第三者算定機関)として

野村證券を起用し、本株式交換比率を含む本株式交換全般の条件交渉を実施したと言えること

- ⑦ 本特別委員会においても独自のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関としてブルータスを選任した上で、当該第三者算定機関から本株式交換に係る株式交換比率算定書を取得した上でこれを参考としていること
 - ⑧ これらのセコム上信越における対応は、本株式交換の条件とりわけ本株式交換比率の公正性・妥当性を確保し、またこれらに関するセコム上信越の判断及び意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性を有するものと考えられること
 - ⑨ さらに、本株式交換の条件に関して、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定、決定されたものと言え、本株式交換は、本公開買付けの後、本公開買付けに続く手続として行われることが予定されているもの（いわゆる二段階買収としての手続）であり、時間的に近接した両手続における取引条件が同一のものとなるようにすることは合理的と考えられること、
 - ⑩ いわゆる二段階買収の手続としての株式交換により、セコム上信越の株主がセコムの普通株式を保有することとなった後も、同株式が株式市場において流通性を有するものであることから、現金化を希望する株主には相応の機会が設けられていること、二段階目の株式交換における交換比率等の条件は一段階目における本公開買付価格と同一の価格を基準として算定されたものと考えられ、かつ、セコムの普通株式の評価については、当該株式交換に係る株式交換契約締結日の前営業日を基準とした市場株価法に基づく算定を踏まえたものであり、本公開買付けに応募せず当該株式交換によりセコムの普通株式の交付を受ける場合であっても、本公開買付けに応じる場合と比べて不利益とならない条件と考えられ、セコム上信越の株主の経済的な利益の面で一段階目と二段階目の手続において特段の差異は生じないものと考えられること
3. 上記 iii. に関しては、以下の理由から、本株式交換に係る手続の公正性が確保されている、すなわち本株式交換において公正な手続を通じたセコム上信越の少数株主の利益への十分な配慮がなされているものとする。
- ① 本株式交換を含む本取引の実施にあたり、公正な手続を通じたセコム上信越の少数株主の利益への十分な配慮を行うべく、必要かつ相当の体制が構築されているものと考えられ、5月答申書の提出以降、本答申書提出までの間に、これに反する事情は特段生じておらず、同等の体制のもとに本株式交換が実施されるものと考えられること
 - ② 本株式交換について、本特別委員会において、独自のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関であるブルータスを選任し、当該第三者算定機関から本株式交換比率に係る株式交換比率算定書を取得した上でこれを参考としていること
 - ③ また、セコム上信越は、本株式交換への対応を検討するに当たり、本株式交換の条件とりわけ本株式交換比率の公正性を確保すべく、本株式交換に係る株式交換比率の算定を、セコム上信越及びセコムのいずれからも独立した第三者算定機関である野村證券へ依頼した上で、同社作成の株式交換比率算定書を取得していること
 - ④ セコム上信越とセコムとの間の協議及び交渉の方針に関して、セコム上信越及び野村證券から本特別委員会に対して交渉方針等の説明が行われた上で、本特別委員会において確認された当該交渉方針の下にセコムとの交渉が進められたこと
 - ⑤ セコム上信越とセコムとの間の協議及び交渉の具体的な状況についても、適時に本特別委員会への報告が行われてきており、かつ特に本株式交換比率に関する交渉においては、当該報告の内容を踏まえ本特別委員会からセコム上信越及びセコム上信越のファイナンシャル・アドバイザーに対して意見を述べるとともに、必要と考えられる要請等を行うなど、本株式交換比率の交渉過程に本特別委員会が実質的に関与可能な体制が確保されていること
 - ⑥ その上で、条件の妥当性及び公正性並びに現実性といった事情について、セコム上信越において全般的な検証を重ねた上で、セコムとの複数回に及ぶ協議を経て本株式交換比率に関して、最終的な調整が進められたこと
 - ⑦ その後、最終的にセコム上信越及びセコムとの間で本株式交換比率を含む本株式交換の条件について合意するに至り、セコム上信越において、当該合意された交換比率を

もって、取締役会で決議を予定している本株式交換比率となったこと

- ⑧ 利害関係を有するセコム上信越取締役について、セコム上信越における本株式交換の検討に加わっておらず、今後開催される本株式交換に関する取締役会の審議及び決議にも参加しない予定であることなど、意思決定過程における恣意性の排除に努めていると言えること

4. 上記iv. に関しては、上記i 乃至iiiまでにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本特別委員会において、本株式交換がセコム上信越の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は現時点において特段見当たらず、従って本株式交換はセコム上信越の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

② セコム上信越における独立した検討体制の構築

セコム上信越は、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、セコム及び応募予定株主から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制をセコム上信越の社内に構築いたしました。

具体的には、セコム上信越は、2021年3月24日に、セコムからセコム上信越の完全子会社化に関する検討を開始したい旨の初期的提案書（以下「本初期的提案書」といいます。）を受領した時点以降、セコム上信越とセコムとの間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程において、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、セコム上信越以外のセコムグループ各社の役職員を兼任するセコム上信越の役職員（これらの役職員には、セコム上信越の代表取締役社長である山中善紀氏、取締役である曾我部貢作氏及びセコム上信越の監査役である辻康弘氏も含まれます。）及びセコムとの間で公開買付応募契約を締結することを予定していた代表取締役会長である野沢慎吾氏を関与させないこととしております。また、セコム上信越の代表取締役社長である山中善紀氏がセコムの常務執行役員を兼任していることから、本取引に関する一切の行為に関してセコム上信越を代表する権限を、定款及び社内規程並び取締役会の決定に従い、セコム上信越以外のセコムグループ各社の役職員と兼任関係のないセコム上信越の常務取締役である霜島浩二氏に移譲しております。セコム並びに野村證券及びブルータスによるセコム上信越株式の価値評価の基礎となる事業計画（以下「本事業計画」といいます。）のうち、2022年3月期の事業計画については、セコム上信越は例年2月頃に翌事業年度の事業計画を作成していることから、本初期的提案書を受領した2021年3月24日より前に、例年の事業計画作成業務の一環として、山中善紀氏及び曾我部貢作氏の関与の下で作成しておりましたが、本初期的提案書を受領した2021年3月24日以降は、山中善紀氏及び曾我部貢作氏を含めセコム上信越以外のセコムグループ各社の役職員を兼任するセコム上信越の役職員を除いたセコム上信越の検討体制の下で、2022年3月期の事業計画を改めて検証し、2021年4月15日に開催された取締役会において、セコム上信越の取締役のうち、代表取締役会長野沢慎吾氏、代表取締役社長山中善紀氏、及び取締役曾我部貢作氏の3名を除く計5名の取締役において審議の上、全員一致により2022年3月期の事業計画を承認する旨の決議を行っております。また、本事業計画のうち、2023年3月期から2026年3月期までの事業計画の作成過程においては、セコム上信越以外のセコムグループ各社の役職員を兼任するセコム上信越の役職員及び代表取締役会長である野沢慎吾氏は関与しておりません。なお、本取引に関するセコム上信越の意思決定（本事業計画の承認を含みます。）につきまして、セコム上信越の取締役のうち、代表取締役社長山中善紀氏、代表取締役会長野沢慎吾氏、取締役曾我部貢作氏及びセコム上信越の監査役のうち、監査役辻康弘氏は、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、当該意思決定に関与しておりません。

以上の取扱いを含めて、セコム上信越の社内に構築した本取引の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与するセコム上信越の役職員の範囲及びその職務を含みます。）はアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。

- ③ セコム上信越における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

セコム上信越取締役会は、上記（１）「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、本株式交換比率算定書（野村証券）、本株式交換比率算定書（プルータス）及び本答申書の内容を踏まえつつ、本株式交換に関する諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、2021年8月6日開催の取締役会において、審議及び決議に参加したセコム上信越の取締役全員一致で、本株式交換を行うことを決議いたしました。また、上記の取締役会においては、辻康弘氏を除く監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

上記のセコム上信越取締役会においては、セコム上信越の取締役8名のうち、代表取締役会長野沢慎吾氏は、セコムとの間で本公開買付けに係る応募契約を締結していることから、また、代表取締役社長山中善紀氏及び取締役曾我部貢作氏は、セコムの従業員（執行役員を含む。）を兼務していることから、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、これらの3名を除く計5名の取締役において審議の上、全員一致により上記の決議を行っております。なお、上記取締役会にはセコム上信越の監査役4名のうちの3名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議のない旨の意見を述べておりますが、セコム上信越の監査役辻康弘氏は、セコムの従業員（執行役員を含む。）を兼務していることから、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、上記取締役会に出席しておらず、意見を述べることを差し控えております。

なお、セコム上信越の取締役のうち、代表取締役社長山中善紀氏、代表取締役会長野沢慎吾氏、取締役曾我部貢作氏及びセコム上信越の監査役のうち、監査役辻康弘氏は、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、上記2021年8月6日開催のセコム上信越取締役会を含む本取引に係るセコム上信越取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、セコム上信越の立場において、本取引に係るセコムとの協議及び交渉に参加しておりません。

3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加するセコムの資本金、資本準備金及び利益準備金の額は以下のとおりです。この取扱いは、本株式交換後のセコムの資本政策その他諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

- | | |
|-------------|--------------------------|
| (1) 資本金の額 | 金0円 |
| (2) 資本準備金の額 | 会社計算規則第39条に従い、セコムが別途定める額 |
| (3) 利益準備金の額 | 金0円 |

別紙3 セコム上信越の最終事業年度に係る計算書類等の内容
次ページ以降をご参照ください。

[添付書類]

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

(1) 経済環境および事業の概要

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業収益が減少しており、依然として厳しい状況が続きましたが、個人消費において一部で持ち直しの動きも見られました。引き続き国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動などの影響に留意が必要であり、先行きは不透明な状況にあります。

このような経済情勢の中、安全・安心に対する社会的ニーズは、ますます多様化・高度化しており、当社グループは、“いつでも、どこでも、誰もが「安全・安心・快適・便利」に暮らせる社会”を実現する「社会システム産業」の構築を目指し、質の高いサービスを提供することにより、業績向上に努めて参りました。また、当社グループでは新型コロナウイルス感染症に対して、引き続き出勤前の検温やマスクの着用、手洗い励行、アルコール消毒といった就業時の対応を行うことで感染拡大防止を図り、サービスの提供に努めました。

つきましては、この1年間の当社グループの経営成績についてご報告申し上げます。

事業所向け・家庭向けのオンライン・セキュリティシステムの契約件数が順調に増加したほか、安全商品売上部門が増収となったものの、常駐システム部門において、臨時警備の受注が減少したことなどにより、売上高は、前連結会計年度に比べ14百万円(0.1%)減収の24,345百万円となりました。営業利益は新型コロナウイルス感染症対策を講じながら企業活動を行う一方で、第1四半期の売上原価や販売費及び一般管理費の抑制の影響が続いたことなどにより、前連結会計年度に比べ88百万円(2.0%)増益の4,551百万円、経常利益は前連結会計年度に比べ94百万円(2.1%)増益の4,658百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に特別損失で投資有価証券評価損407百万円を計上したことなどにより、前連結会計年度に比べ280百万円(10.1%)増益の3,074百万円となりました。

以上の結果、1株当たり当期純利益は、前連結会計年度の219.72円から238.96円となりました。

主な部門別契約件数は次のとおりであります。

(2021年3月31日現在)

セグメントの名称	件数	前期比
	件	%
[セキュリティ事業]		
セントライズドシステム部門	93,705	1.5
常駐システム部門	269	△1.8
現金護送システム部門	2,037	△0.4
計	96,011	1.4

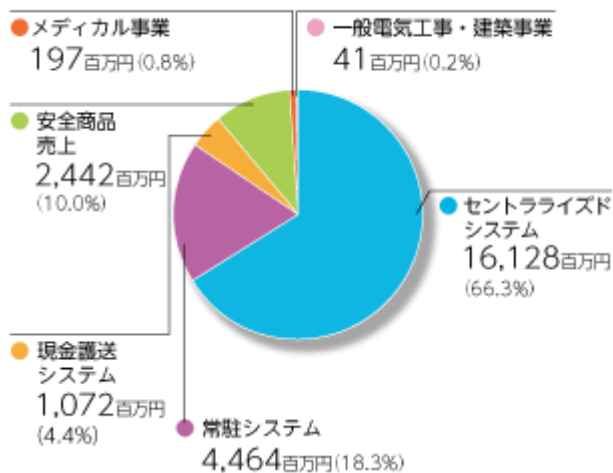
(2) 部門別営業の状況

各部門別の売上高の推移は次のとおりであります。

部門別売上高内訳・推移

区 分		第 54 期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)		第 55 期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)		
		金 額	構成比	金 額	構成比	増減率
セキュリティ事業	セントラライズドシステム	16,055	65.9	16,128	66.3	0.5
	常駐システム	4,633	19.0	4,464	18.3	△3.6
	現金護送システム	1,131	4.7	1,072	4.4	△5.2
	安全商品売上	2,309	9.5	2,442	10.0	5.7
	セキュリティ事業合計	24,130	99.1	24,107	99.0	△0.1
その他の事業	メディカル事業	181	0.7	197	0.8	8.3
	一般電気工事・建築事業	48	0.2	41	0.2	△14.8
	その他の事業合計	230	0.9	238	1.0	3.5
売上高合計		24,360	100.0	24,345	100.0	△0.1

部門別売上高構成比



（セキュリティ事業）

セントライズドシステム部門については、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で訪問活動及びオンラインツールを活用し、既存のお客様満足度の向上を図るとともに、新たなご契約先の拡大に注力しました。

事業所向けでは、従来の高度な画像認識技術による無人時の異常監視に加え、入退室管理システムや働き方改革を支援する勤怠管理システム、スマートフォンによる監視カメラの画像確認など、昼間帯・有人時のセキュリティ強化や利便性向上につながるセコムならではの安全のノウハウをオールインワンでご提供する、システムセキュリティ「A Z」の拡販に努めて参りました。また、サプライチェーン等に関わる施設の安全性を積極的かつグローバルに発信できる「SGSセキュリティ認証取得」をサポートするサービス「セコム・サプライチェーンセキュリティ・セレクト」にて、施設管理・サプライチェーン管理等に対する提案力を強化しました。

家庭向けでは、健康管理や救急対応が可能なウェアラブル端末「セコム・マイドクターウォッチ」を付加できるほか、コミュニケーションロボット「Xperia Hello!」と連携し楽しさや便利さそしてゆるやかな見守りにつなげることができる、超高齢社会にも対応した「セコム・ホームセキュリティNEO」、高齢者の不安と、離れて暮らす家族の不安に応えるサービス「セコムみまもりホン」の拡販に努めて参りました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響でテレワークや時差出勤が増えたことにより、社員やその家族の感染状況や出勤可否などの情報を速やかに収集することができる「セコム安否確認サービス」などの受注が増加しております。

その結果、オンライン・セキュリティシステムの契約件数が順調に増加したことなどにより、同部門の売上高は前連結会計年度に比べ72百万円(0.5%)増収の16,128百万円となりました。

常駐システム部門については、新型コロナウイルス感染症の影響による大型イベントなどの自粛で臨時警備の受注が減少したことなどにより、同部門の売上高は前連結会計年度に比べ168百万円(3.6%)減収の4,464百万円となりました。

現金護送システム部門については、契約件数の減少や既存の契約内容の変更などにより、同部門の売上高は前連結会計年度に比べ59百万円(5.2%)減収の1,072百万円となりました。

安全商品売上部門については、新型コロナウイルス感染症対策として、「サーマルカメラ」や「非接触式出入管理システム」の需要が高まり、同部門の売上高は前連結会計年度に比べ132百万円(5.7%)増収の2,442百万円となりました。

これらの結果、セキュリティ事業の売上高は前連結会計年度に比べ22百万円(0.1%)減収の24,107百万円となりました。なお、全売上高に占める当事業の売上高比率は99.0%(前連結会計年度99.1%)となっております。

（その他の事業）

その他の事業の売上高は、メディカル事業部門が増収となったことにより、前連結会計年度に比べ8百万円(3.5%)増収の238百万円となりました。

2. 対処すべき課題

当社グループは「[正しい仕事][良い仕事]を通じて社会に貢献する」という企業理念の下、「安全・安心・快適・便利」な社会を実現する「社会システム産業」の構築を目指しております。この実現に向け、「品質維持・向上」「人材育成」に取り組んでおりますが、コロナ禍によるパンデミックリスクの顕在化、大規模災害リスク、少子高齢化や人生観の変化、働き方改革、技術革新などの様々な課題への取り組みが不可欠となっております。

そこで、当社グループは、これまで同様に将来に亘り安定的且つ着実な成長を通じ地域の皆様や株主の皆様の期待に応え、変わり続ける社会環境の中で変わらぬ信頼を得るため、以下の課題に取り組んで参ります。

1. コンプライアンス・リスク管理の強化

コロナ禍のみならず、社会環境の変化や自然災害等が頻発する状況を踏まえ、改めて経営資源に対するリスクの認識と共有により、顕在化した際に備えるべく取り組んで参ります。

2. 新たな営業戦略による利益の拡大

これまで以上に地域に密着した事業所運営を進展させるべく、事業所ごとのマーケット分析に基づく事業計画による営業マネジメントへの移行と定着を図り、利益の拡大に取り組んで参ります。

特にコロナ禍を踏まえ、新たな発想に基づく営業活動の創造・実践による新たな顧客獲得、並びに既にご愛顧いただいているお客様との関係深耕のため、提案力の強化を図り“セコム品質”の実感を通じて満足度の向上を図るよう取り組んで参ります。

3. 教育・育成による組織の成長

セキュリティのプロ集団としての人材育成に加えて、人間力向上へ取り組み、人材基盤の底上げを組織としての成長目標に据え、その実現のためのプランを実行して参ります。特に社内横断的なプロジェクトによる諸課題への取り組みを通じて、特に若い人材の成長の場としても活用して参ります。また、新人育成においては会社、職域全体として育成する意識を向上させて参ります。

さらに、社員が自発的に学ぶための意識改革を通じ、学んだ知識の共有を全社的に行うことを通じて、組織全体の知識・教養の水準引き上げを図って参ります。

引き続き新型コロナウイルス感染症の状況ならびに終息後の地域経済状況は不透明ではありますが、当社グループは、「正しい仕事」「良い仕事」を通じて愚直に「安全・安心」を提供し続けることで、引き続き地域社会に貢献して参ります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご理解、ご支援とご鞭撻を賜りたくお願い申し上げます。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の主なものは以下のとおりであります。セントライズドシステム部門の契約の増加に伴うものが中心となっております。

設備の状況	金額	備考
システム契約関係 警報機器および警報設備 (当社グループ営業地域全域)	1,832百万円	契約成立に伴い、毎月・随時発生します。

4. 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

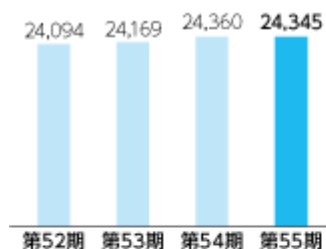
5. 財産および損益の状況

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

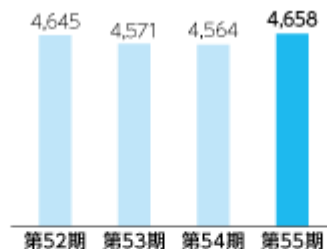
区 分 \ 期 別	第 52 期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第 53 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第 54 期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第 55 期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売 上 高	24,094 <small>百万円</small>	24,169 <small>百万円</small>	24,360 <small>百万円</small>	24,345 <small>百万円</small>
経 常 利 益	4,645 <small>百万円</small>	4,571 <small>百万円</small>	4,564 <small>百万円</small>	4,658 <small>百万円</small>
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,103 <small>百万円</small>	3,089 <small>百万円</small>	2,793 <small>百万円</small>	3,074 <small>百万円</small>
1株当たり当期純利益	237.20 <small>円</small>	237.60 <small>円</small>	219.72 <small>円</small>	238.96 <small>円</small>
純 資 産	46,484 <small>百万円</small>	44,880 <small>百万円</small>	46,323 <small>百万円</small>	48,616 <small>百万円</small>
総 資 産	53,473 <small>百万円</small>	51,852 <small>百万円</small>	52,793 <small>百万円</small>	55,773 <small>百万円</small>

(注) 1.第55期の状況につきましては、前記「1.事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
2.第53期より、「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)を適用したため、第52期につきましては遡及適用後の総資産を記載しております。

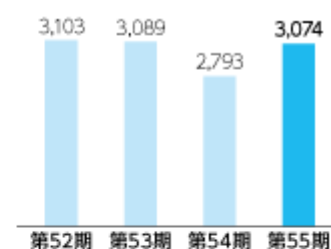
売上高 (百万円)



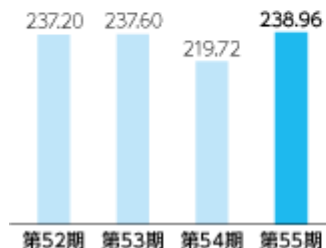
経常利益 (百万円)



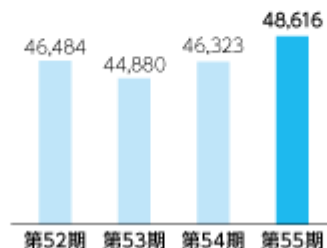
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



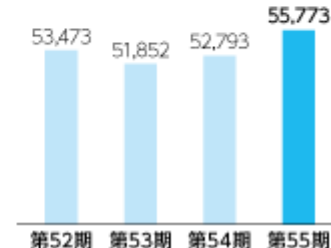
1株当たり当期純利益 (円)



純資産 (百万円)



総資産 (百万円)

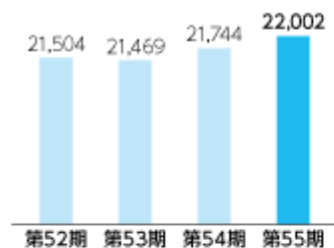


(2) 当社の財産および損益の状況の推移

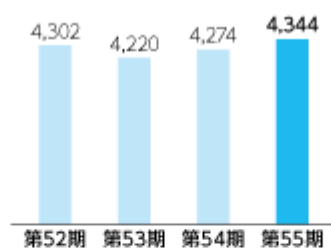
区 分 \ 期 別	第 52 期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第 53 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第 54 期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第 55 期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売 上 高	21,504 <small>百万円</small>	21,469 <small>百万円</small>	21,744 <small>百万円</small>	22,002 <small>百万円</small>
経 常 利 益	4,302 <small>百万円</small>	4,220 <small>百万円</small>	4,274 <small>百万円</small>	4,344 <small>百万円</small>
当 期 純 利 益	2,971 <small>百万円</small>	2,931 <small>百万円</small>	2,688 <small>百万円</small>	2,939 <small>百万円</small>
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	227.07 <small>円</small>	225.45 <small>円</small>	211.51 <small>円</small>	228.47 <small>円</small>
純 資 産	43,439 <small>百万円</small>	41,809 <small>百万円</small>	43,341 <small>百万円</small>	45,319 <small>百万円</small>
総 資 産	49,906 <small>百万円</small>	48,249 <small>百万円</small>	49,443 <small>百万円</small>	52,008 <small>百万円</small>

(注) 第53期より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)を適用したため、第52期につきましては遡及適用後の総資産を記載しております。

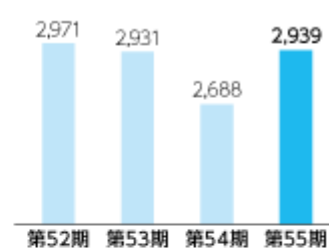
売上高 (百万円)



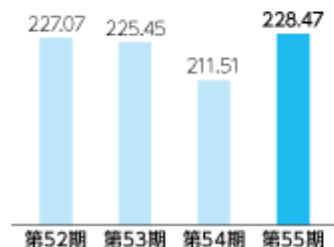
経常利益 (百万円)



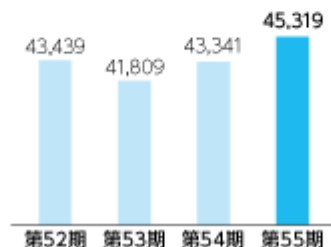
当期純利益 (百万円)



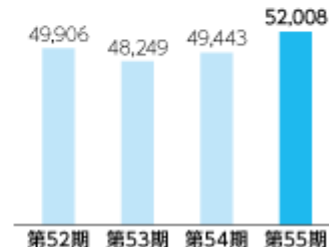
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)



純資産 (百万円)



総資産 (百万円)



6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

当社の親会社はセコム株式会社で、同社は当社の株式 6,951,052株（議決権比率54.15%）を保有しております。また、間接保有として、同社は 52,500株（議決権比率0.40%）を保有しております。

親会社と締結している重要な財務および事業の方針に関する契約等の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は親会社との間で「警備保障業務に関する技術援助契約」「警備業務提携契約」「社章・商標使用許諾契約」を締結しております。商品・機器の仕入および業務委託の対価は、機器の研究開発、情報システムの運用・維持管理がグループ内で一元化されていることから、これらと同等のものを他社より調達するよりも廉価かつ機動的に調達できるため、適正な水準であると判断しております。また、技術援助の対価は、継続契約に関する月間売上に対する一定比率を定めております。当社の主たる事業であるセキュリティ事業におけるビジネスモデル、機器および各種システムの研究開発は親会社により一元化されており、当社を含むグループ会社間で全国共通のサービスを提供しております。このサービスの質を維持する上でも当該契約は有用であり、当社の収益の根幹となるサービス維持のために必要なものであると判断しております。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当該取引をするに当たっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性および取引条件が第三者との取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は、親会社より取締役および監査役を受け入れておりますが、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、経営の独立性を確保しながら、適切に経営および事業活動を行っております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

(2) 子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
セコムジャスティック 上信越株式会社	40 ^{百万円}	100.00%	常駐警備請負
セコムテクノ上信越株式会社	30 ^{百万円}	66.60%	警報機器取付工事請負、 一般電気工事請負、清掃、 消防・警報機器保守点検等請負
セコム佐渡株式会社	23 ^{百万円}	100.00%	新潟県佐渡市におけるセキュリティ 事業

(3) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

7. 主要な事業内容

当社グループは、当社および子会社3社（セコムジャスティック上信越株式会社、セコムテクノ上信越株式会社、セコム佐渡株式会社）で構成されております。

そのなかにおいて、当社グループは、新潟県・群馬県・長野県を営業地域としてセントラライズドシステム（オンライン・セキュリティシステム）を中心に安全商品・システムの販売ならびに施工というセキュリティサービスを主たる内容とし、事業活動を展開しております。

また、「社会システム産業」を地域に密着した社会インフラ事業として構築することを目指し、その他の事業として、メディカル事業部門、一般電気工事・建築事業部門の展開を行っております。

主要な事業内容は、次のとおりであります。

主要事業内容

(2021年3月31日現在)

セグメントの名称	部門別主要システム名・商品名	
セキュリティ事業	セントラライズドシステム部門	AZ、セコムLX、 セコム・ホームセキュリティNEO、 セコムみまもりホン他 上記に関連した新規取付工事売上・変更工事売上他 保険手数料収入他
	常駐システム部門	常駐警備サービス他
	現金護送システム部門	現金護送サービス他
	安全商品売上部門	監視カメラシステム、出入管理システム、 ホームセキュリティ機器等の販売他
その他の事業	メディカル事業部門	介護事業としての在宅ケアシステム他
	一般電気工事・建築事業部門	建物等における一般電気工事や改装などの建築工事

8. 主要な事業所

(2021年3月31日現在)

名 称		所 在 地		
(当社)				
本	社	新潟県	新潟市	中央区
上信越コントロールセンター		新潟県	新潟市	中央区
新潟	統轄支社	新潟県	新潟市	中央区
新潟	中央支社	新潟県	新潟市	中央区
新潟	東支社	新潟県	新潟市	江南区
新潟	西支社	新潟県	新潟市	西区
長岡	支社	新潟県	長岡市	
上越	支社	新潟県	上越市	
県	中央支社	新潟県	燕市	
新発田	支社	新潟県	新発田市	
前橋	統轄支社	群馬県	前橋市	
高崎	支社	群馬県	高崎市	
太田	支社	群馬県	太田市	
伊勢崎	支社	群馬県	伊勢崎市	
長野	統轄支社	長野県	長野市	
長野	南支社	長野県	長野市	
松本	支社	長野県	松本市	
諏訪	支社	長野県	諏訪市	
飯田	支社	長野県	飯田市	
セコムケアセンター新潟		新潟県	新潟市	東区
(子会社)				
セコムジャスティック上信越株式会社	本社	新潟県	新潟市	中央区
セコムテクノ上信越株式会社	本社	新潟県	新潟市	中央区
セコム佐渡株式会社	本社	新潟県	佐渡市	

9. 企業集団の従業員の状況

(2021年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,731名	21名	44.2歳	14.0年

(注) 従業員には、嘱託・パート319名および当社グループ外への出向者17名は含まれておりません。

10. 主要な借入先

金融機関からの借入金はありません。

11. その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 株式に関する事項

- | | | |
|---------------|-------------|-------------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 34,000,000株 | |
| 2. 発行済株式の総数 | 13,109,501株 | (自己株式244,680株を含む) |
| 3. 当事業年度末の株主数 | 2,179名 | |
| 4. 単元株式数 | 100株 | |
| 5. 大株主（上位10位） | | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
セコム 株式会社	6,951,052	54.03
株式会社 ノザワコーポレーション	893,812	6.95
株式会社 ノザワクリエーション	840,000	6.53
セコム上信越社員持株会	518,171	4.03
野 沢 慎 吾	371,465	2.89
齋 藤 麻 衣 子	361,830	2.81
AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC	277,990	2.16
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	194,770	1.51
FCP SEXTANT AUTOUR DU MONDE	180,300	1.40
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	148,100	1.15

(注) 持株比率は自己株式（244,680株）を発行済株式の総数から控除して計算し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

Ⅲ.会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

(2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	野 沢 慎 吾	
代表取締役社長	山 中 善 紀	セコム株式会社 常務執行役員
常 務 取 締 役	霜 鳥 浩 二	人事部長、人財採用部、ケア事業部担当 セコムテクノ上信越株式会社 取締役会長
常 務 取 締 役	阿 部 賢 一	営業部長、ホームマーケット営業部、お客様満足度 促進部、営業開発部、システム設計部担当
取 締 役	曾我部 貢 作	財務部長、管理部、I R担当
取 締 役	村 山 六 郎	弁護士
取 締 役	敦 井 一 友	北陸瓦斯株式会社 代表取締役社長 敦井産業株式会社 代表取締役社長
取 締 役	中 山 正 子	株式会社キタック 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	田 口 浩	
監 査 役	辻 康 弘	セコム株式会社 グループ運営監理部長
監 査 役	鷲 尾 栄 作	公認会計士 税理士
監 査 役	国 領 保 則	

- (注) 1. 取締役 村山六郎、敦井一友および中山正子の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は3氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役 田口浩、鷲尾栄作および国領保則の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は3氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役 田口浩および国領保則の両氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 鷲尾栄作氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。
- (1)2020年6月23日開催の第54期定時株主総会において、新たに山中善紀氏は取締役に選任され就任いたしました。
- (2)2020年6月23日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって、竹田正弘、高野秀樹、三富春司、坂東修の4氏は任期満了により取締役を退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役村山六郎、敦井一友および中山正子の3氏、監査役田口浩、辻康弘、鷲尾栄作および国領保則の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく取締役および監査役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬は、それぞれの職務と業務執行の対価として、会社業績や職責・成果のほか、従業員給与の水準や他社動向、過去の支給実績等を総合的に勘案して決定する方針としており、報酬決定の手続きは、取締役会で授権された代表取締役社長が、株主総会で決議された報酬限度額内で上記の決定方針に基づき個人別の報酬案を作成のうえ、独立社外取締役との協議を経て決定することとしております。

上記の決定方針および報酬決定の手続きは、2018年10月17日開催の取締役会において決議しており、支給の時期は2021年2月4日開催の取締役会において決議しております。いずれも独立社外取締役を含む取締役会で審議のうえ決定しております。

なお、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額内で、個々の監査役の職務に応じた報酬額を監査役の協議により決定しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（12名）の報酬限度額は1999年5月26日開催の第33期定時株主総会において年額300百万円以内と決議されており、また監査役（5名）の報酬限度額は2016年6月22日開催の第50期定時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月23日開催の取締役会決議に基づき、代表取締役社長山中善紀氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任しております。個人別の報酬額は、報酬決定の方針に基づき総合的な判断によって決定するため、代表取締役社長に委任しておりますが、具体的内容の決定に際しては、代表取締役が予め独立社外取締役との協議を踏まえて決定しているため、取締役会はその内容並びに手続きが報酬決定の方針に基づくものであると判断しております。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	98 (10)	94 (10)	—	4 (一)	12 (3)
監査役 (うち社外監査役)	12 (12)	12 (12)	—	—	3 (3)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の対象となる役員の員数には、任期満了により退任した取締役4名を含んでおります。
 3. 監査役の対象となる役員の員数には、無支給者1名は含まれておりません。
 4. 当社は2014年6月20日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって取締役の役員退職慰労金制度を廃止し、同定時株主総会終結後引き続き在任する取締役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして役員退職慰労金を各氏の退任時（引き続き執行役員に就任する者については執行役員の退任の時）に贈呈することを決議しております。これに基づき、上記のほか、当期中に退任した取締役1名に対し0百万円の役員退職慰労金を支給しております。
 5. 上記のほか、社外役員が当社親会社または当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等はありません。

4. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況等

(2021年3月31日現在)

区分	氏名	兼職の状況	関係
社外取締役	敦井 一 友	北陸瓦斯株式会社 代表取締役社長 敦井産業株式会社 代表取締役社長	当社と北陸瓦斯株式会社および敦井産業株式会社との間に特別の利害関係はありません。
社外取締役	中山 正 子	株式会社キタック 代表取締役社長	当社と株式会社キタックとの間に特別の利害関係はありません。

(注) 会社または特定関係事業者の業務執行者または役員および使用人との親族関係について、該当する事項はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	村山 六 郎	当事業年度に開催した取締役会14回のすべてに出席し、当社の重要な意思決定に関して、意見を述べております。 また、弁護士としての経験・知識等に基づいた助言や提言を行っております。
社外取締役	敦井 一 友	当事業年度に開催した取締役会14回のすべてに出席し、当社の重要な意思決定に関して、意見を述べております。 また、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営全般に亘り、様々な助言・提言を行っております。
社外取締役	中山 正 子	当事業年度に開催した取締役会14回のすべてに出席し、当社の重要な意思決定に関して、意見を述べております。 また、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営全般に亘り、様々な助言・提言を行っております。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外監査役	田 口 浩	<p>当事業年度に開催した取締役会14回中13回に出席し、当社の重要な意思決定に関してその過程を確認し、主に金融機関において培われた経験・知識等に基づいた助言や提言を行っております。</p> <p>また、当事業年度に開催した監査役会12回中11回に出席し、監査に関わる重要事項の協議等を行っております。</p>
社外監査役	鷺 尾 栄 作	<p>当事業年度に開催した取締役会14回のすべてに出席し、当社の重要な意思決定に関してその過程を確認し、公認会計士および税理士として培われた経験・知識等に基づいた助言や提言を行っております。</p> <p>また、当事業年度に開催した監査役会12回のすべてに出席し、監査に関わる重要事項の協議等を行っております。</p>
社外監査役	国 領 保 則	<p>当事業年度に開催した取締役会14回のすべてに出席し、当社の重要な意思決定に関してその過程を確認し、金融機関および他上場企業の常勤監査役として培われた経験・知識等に基づいた助言や提言を行っております。</p> <p>また、当事業年度に開催した監査役会12回のすべてに出席し、監査に関わる重要事項の協議等を行っております。</p>

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 34百万円 |
| ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34百万円 |

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合、また、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合等、その必要があると判断したときは、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性および独立性を害する事由等の発生により、適正な職務の遂行が困難であると認められた場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

V.業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

1. 内部統制システムの基本方針

当社が、会社法第362条第4項第6号に規定された「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」いわゆる内部統制システムの基本方針として取締役会で決議した事項は、次のとおりです。(最終改定：2015年5月8日)

(1) 総論

本決議は会社法第362条第5項に基づき、代表取締役社長により具体的に構築される当社の内部統制システムの基本方針を明らかにするものである。

本決議に基づく内部統制システムの構築は各々の担当役員の下で早急に行なわれなければならない、また不断の見直しにより改善が図られるものである。

(2) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員は、法令・定款遵守（コンプライアンス）を含む職務執行の行動基準である「セコムグループ社員行動規範」に基づき行動することが求められる。「セコムグループ社員行動規範」は、創業以来培ってきたセコムの理念をもとに、すべての役職員の公私に亘るあり方と具体的な日々の職務執行における行動基準（反社会勢力との関係遮断を含む）を定めたものであり、すべての行動の根幹となる規範である。

コンプライアンスの運用体制は次のとおりである。

- ①当社の事業にとって不可欠な要件は法令・定款の遵守はもとより、その精神に基づいた、より厳格な組織運営を行うことにある。従って当社にとってコンプライアンスは日常業務そのものであり、その推進について特定の部署、特定の担当役員が責任を持つ体制をとるべきではない。コンプライアンスを含む行動規範の第一線の推進者は一人ひとりの社員であり、その指導推進は各組織ラインの責任者が行い、更に各担当役員が所管部門を統括し、代表取締役社長が全社を統括する。
- ②各分野別に責任を持つ担当役員は、特に自らの担当する分野の関連法規及び当該法規の業務運営との関連について精通し、法改正等への対応策を代表取締役社長に提案する責任を有する。法務を管掌する総務部門その他の関連部署はこれらを支援し横断的に整合を取る。
- ③代表取締役社長の命により内部監査部門が適時組織横断的に職務執行を査察し、法令及び当社規程の遵守を推奨することにより士気を向上させるとともに矯正すべき事項を指摘する。内部監査部門は、査察の結果を代表取締役社長に直ちに報告する。
- ④役職員は行動規範に反する行為を知ったときは臆することなくしかるべき上司に報告する義務を負っているが、報告しても是正措置がとられない場合や報告することが困難な状況にある場合等の通報手段として、内部監査部門へ直接通報できる「ほっとヘルプライン」を設置する。当社は、「コンプライアンスに関するセコムグループの基本方針」に準拠し、通報された内容を秘密事項として扱い、直ちに必要な調査を行ったうえで、適正な処置をとる。この通報により、通報者は何らの不利益も受けない。

- ⑤会社組織の維持発展の要である組織風土に関する重要な問題（コンプライアンスにかかわる事項を含む）を審査するため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。
- ⑥コンプライアンスにかかわる重要な事項の制定・改正は、コンプライアンス委員会で審議のうえ監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。
- ⑦財務報告に係る内部統制については、企業会計審議会の基準に従い基本計画及び方針を決定し評価を行う。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報（取締役会議事録・決裁文書など）は、当社規程に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む）を行い、必要に応じて運用状況を検証し、見直しを行う。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社のリスク管理態勢は、リスク管理が当社の事業そのものであるとの認識のもと、日々の事業活動そのものに組み込まれている。
つまり担当役員は代表取締役社長の統轄のもと、自己の担当する事業分野について、事業リスク及び不正リスクを分析・評価し、策定されている内規及び各種マニュアルを環境の変化に応じて修正を行う。内規、各種マニュアルには、リスクの分析と評価に基づく、予防策及び有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急態勢ならびに日常的なリスクモニタリング制度などを含む。
- ②担当役員は、リスクの分析・評価結果をリスク管理委員会へ報告する。リスク管理委員会は、発生する可能性のあるリスク全般を管理し、経営会議へ適宜報告するとともに、リスク管理体制の整備・維持に努める。
- ③当社のリスク管理体制の重要な改変は、監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。
大規模災害時及び平時のリスクは以下のとおり。

	リスクの分類
大規模災害時	a. 大規模災害リスク
平 時	b. コンプライアンスリスク
	c. システムリスク
	d. 業務提供に係るリスク
	e. 事務処理・会計リスク
	f. その他

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①全取締役は、取締役会における経営上の意思決定、取締役の執行上の意思決定その他すべての業務運営の基本となる理念を共有するため、「セコムの事業と運営の憲法」を基軸とする運営・執行を行う。
- ②その前提に立ち、当社は、職務の執行を効率的に行うため、執行役員制を導入し、意思決定と職務の執行の更なるスピード化を図る。
- ③当社は、通示達の周知や決裁文書による意思決定のためのITシステムを整備し、速やかに徹底・実行できる体制を維持する。
- ④当社は中長期の「事業ビジョン」を共有し、その実現に向けて年次事業計画を取締役会で策定、その進捗を取締役会で審議する。

(6) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、当社の親会社であるセコム株式会社が定めるセコムグループの経営理念、行動指針、内部統制システムの基本方針等に則り、内部統制の整備を行い、適正な業務運営に努める。
- ②子会社は「セコムの事業と運営の憲法」を基本理念に、すべての役職員に適用される「セコムグループ社員行動規範」を共有し、当社グループの役職員が一体となって適正な業務運営に努める。
- ③子会社は「セコムグループ情報セキュリティ基本方針」に則ってIT統制を行う。当社のIT担当役員は子会社のIT運用状況について適時査察を行う。
- ④子会社取締役を兼務する当社取締役または使用人は、当社グループの情報及び運営理念の共有化を図る。また、当社代表取締役社長へ子会社における諸問題等を報告するとともに、当社グループ総体の内部統制にかかわる諸問題の討議等を行い、業務の適正な運営に努める。当社代表取締役社長は、その結果を必要に応じ取締役会及び監査役会に報告する。
- ⑤当社代表取締役社長は当社の内部監査部門及び各担当役員に命じ、必要に応じて子会社を査察する。各子会社は当社の査察を受け入れ、その指導を受けるとともに、当社と情報交換を行い、コンプライアンス上の課題の把握及びその改善に努める。
また当社は、子会社の役職員がコンプライアンスに反する行為を知った時に当社の内部監査部門へ直接通報できる「ほっとヘルプライン」を設置する。当社は「コンプライアンスに関するセコムグループの基本方針」に準拠し、通報された内容を秘密事項として扱い、直ちに必要な調査を行ったうえで、適正な処置をとる。この通報により、通報者は何らの不利益も受けない。
- ⑥子会社を当社監査役が訪問し、内部統制に関する監査を実施する。
- ⑦当社監査役と子会社監査役によるグループ監査役連絡会を設け、情報の共有化を図る。
- ⑧当社は、当社グループ総体としての事業ビジョン達成へのグループシナジーを高めるため、「関係会社管理規程」を定め、子会社の重要意思決定についての当社との事前の協議事項及び承認事項並びに重要事項報告の基準を明確にし、これを実行する。

- ⑨子会社は「セコム及びセコムグループにおける危機管理の意義と基本方針」に則り、リスク管理体制の整備を行う。また、子会社は重要事項発生時には当社の統制下で適切な対応をとる。
- ⑩子会社の全取締役は、「セコムの事業と運営の憲法」を基軸とする効率的な業務運営・執行を行う。
- ⑪当社及び子会社は、当社グループ総体としての「事業ビジョン」に基づく子会社の年次の事業計画を策定し、その進捗を確認する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、社内事情に精通した使用人を常時1人以上配置した監査役室を設置する。また、監査役室とともに、必要に応じて内部監査部門が監査役の監査業務を補助する体制をとる。

(8) 上記(7)の使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役の補助者の人事異動は、事前に監査役の同意を得なければならない。
- ②監査役の補助者は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をすることができる。また、監査役より、監査業務に必要な命令を受けた補助者はその命令に関して、取締役及び執行役員並びに使用人の指揮命令を受けず、また報告義務も負わない。
- ③取締役は、監査役の補助者がその職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないよう配慮しなければならない。

(9) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

(9)-1 取締役及び会計参与並びに使用人が監査役に報告をするための体制

- ①取締役が監査役に報告すべき事項は、監査役会と協議のうえ次のとおりとする。
 - イ. コンプライアンス委員会その他で決議された事項
 - ロ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ハ. 毎月の経営状況として重要な事項
 - ニ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ホ. 重大な法令・定款違反
 - ヘ. その他コンプライアンス上重要な事項
- ②①にかかわらず、監査役は必要に応じ随時に取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
- ③「ほっとヘルプライン」により通報された事項は、内部監査部門より監査役へ報告される。

(9)-2 当社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役、使用人等から「ほっとヘルプライン」により通報された事項は、内部監査部門より監査役へ報告される。

(10) 上記(9)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

報告された内容は、「コンプライアンスに関するセコムグループの基本方針」に準拠し、秘密事項として扱われ報告者は何らの不利益も受けず、直ちに必要な調査を行い適正な処置をとる。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を負担する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役会は、代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するなど、監査が実効的に行われる体制とする。
- ②監査役は取締役会に出席するほか、必要に応じ重要会議に出席し経営全般に関する意見交換を行うとともに、当社及び子会社の取締役及び使用人から定期的にヒアリングを実施する。
- ③当社は、監査役会に対して、監査役会が独自に弁護士に委任し、また、必要に応じて専門の会計士に委任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保证する。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づき内部統制システムを構築済みであり、引き続き適切な運用を行っています。当事業年度におけるその運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、日常業務の中で法令・定款遵守（コンプライアンス）を含む職務執行の行動基準である「セコムグループ社員行動規範」の遵守に対する意識の浸透を図っております。組織の基本的な考え方であるセコムの理念を広く深く組織に浸透させるため、セコムの理念を研修のカリキュラムに組み込んで実施しております。さらに、セコムの理念に関する記事が盛り込まれたセコムグループの社内報の配布や、日常業務においてセコムの理念と関連付けた注意喚起や指導を行うことにより、社員に対する理念の浸透と定着を図っております。

担当役員は、関連法規に精通するとともに法令改正情報を定期的に入手し、法令改正へ適切に対応しております。

監査部は、監査計画に基づいた組織指導監査を行い、監査結果を代表取締役社長及び監査役会へ報告するとともに、問題解決に必要な是正措置を指示しています。また、「ほっとヘルプライン」により内部通報された内容について関係部署と適切に対応しています。

会社の組織風土に関する重要な問題（コンプライアンスにかかわる事項を含む）は、コンプライアンス委員会により審議し、対応を行っています。

財務報告に係る内部統制については、基本計画及び方針に基づき、その有効性に関する評価を適切に行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録・決裁文書などは、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各役員は、自己の担当する事業分野について事業リスク及び不正リスクを分析・評価し、必要な対応を講じるとともに、適宜、代表取締役社長及びリスク管理委員会へ報告しております。リスク管理委員会は、リスク分析表を定期的に更新し、対応状況の確認を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む8名の取締役で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名も出席し、原則として毎月1回開催しております。取締役会では、事業ビジョンに基づき、経営に関する重要事項の審議や取締役の業務執行状況の報告などを行い、的確で迅速な意思決定を行うよう努めております。また、取締役5名を含む18名の執行役員体制により意思決定と職務の執行のスピード化を図っております。

（上記は2021年3月31日現在の役員体制）

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の取締役は、「セコムの事業と運営の憲法」を基本理念として適正な業務運営に努めております。当社代表取締役社長は、毎月経営会議を開催し、当社グループの情報及び運営理念の共有化を図るとともに、各社の業務の適正を確保するよう努めております。

監査役は、子会社3社に対し監査役監査を実施するとともに、子会社ガバナンス及び内部監査部門との連携強化のため「グループ監査役会」を年2回開催しております。

監査部は、子会社に対し組織指導監査を実施するとともに内部通報された内容について関係部署、子会社と連携し適切に対応しております。

子会社の経営管理につきましては、「関係会社管理規程」により、事前の協議による重要意思決定や重要事項報告の基準を明確に定めております。当社管理部が経営管理体制の整備、統括の窓口となっており、子会社から事前承認及び報告を受ける体制を整えております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は監査役室を設置し、監査部の責任者が監査役室長を兼務し、監査役の指示に従って監査役の業務を補助しております。

(7) 上記(6)の使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

監査役室長は、監査役の補助者として監査役からの指示に従って職務を遂行しております。

(8) 監査役への報告に関する体制

当社は、内部統制システムの基本方針で定めた取締役が監査役に報告すべき事項のほか、内部通報制度である「ほっとヘルプライン」等により内部通報された内容について、発生の都度、報告を行っております。

(9) 上記(8)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報された内容は「コンプライアンスに関するセコムグループの基本方針について」に準拠し秘密事項として扱われ、報告者は何らの不利益も受けない体制が整備されており、当事業年度においても遵守されております。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生じた費用は当社にて負担しております。

(11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会等の重要会議に出席し社長をはじめ業務執行取締役と意見交換を行うほか、子会社往査時の社長ヒアリング、また会計監査人とのディスカッション等により実効的な監査を行っております。

3. 取締役会の評価結果について

当社は、すべての取締役・監査役へのアンケートを通じ、取締役会評価を行いました。その結果、取締役会の構成・運営・議題等に関して、概ね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性が確保されていることを確認いたしました。

~~~~~  
本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切捨て、比率については、四捨五入をしております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

( 2021 年 3 月 31 日 現 在 )

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    | 科 目                   | 金 額    |
|-----------------|--------|-----------------------|--------|
| ( 資 産 の 部 )     |        | ( 負 債 の 部 )           |        |
| 流 動 資 産         | 41,269 | 流 動 負 債               | 5,627  |
| 現金及び預金          | 20,282 | 支払手形及び買掛金             | 160    |
| 現金護送業務用現金及び預金   | 1,139  | 未払金                   | 769    |
| 受取手形及び売掛金       | 409    | 設備関係未払金               | 254    |
| 未収契約料           | 1,127  | 未払法人税等                | 859    |
| たな卸資産           | 59     | 未払消費税等                | 386    |
| 短期貸付金           | 17,400 | 未払費用                  | 97     |
| その他             | 855    | 現金護送業務用預り金            | 1,139  |
| 貸倒引当金           | △4     | 前受契約料                 | 1,250  |
|                 |        | 賞与引当金                 | 528    |
|                 |        | その他                   | 182    |
| 固 定 資 産         | 14,503 | 固 定 負 債               | 1,528  |
| 有 形 固 定 資 産     | 8,996  | 長期未払金                 | 20     |
| 建物及び構築物         | 2,249  | 長期預り保証金               | 1,042  |
| 機械装置及び運搬具       | 77     | 繰延税金負債                | 256    |
| 警報機器及び設備        | 3,310  | 退職給付に係る負債             | 162    |
| 工具、器具及び備品       | 168    | その他                   | 46     |
| 土地              | 3,128  |                       |        |
| 建設仮勘定           | 62     | 負 債 合 計               | 7,156  |
| 無 形 固 定 資 産     | 33     | ( 純 資 産 の 部 )         |        |
| ソフトウェア          | 33     | 株 主 資 本               | 47,589 |
| その他             | 0      | 資 本 金                 | 3,530  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 5,473  | 資 本 剰 余 金             | 3,402  |
| 投資有価証券          | 2,577  | 利 益 剰 余 金             | 41,530 |
| 長期前払費用          | 859    | 自 己 株 式               | △873   |
| 退職給付に係る資産       | 1,709  | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | 451    |
| 繰延税金資産          | 204    | その他有価証券評価差額金          | 272    |
| 保険積立金           | 23     | 退職給付に係る調整累計額          | 178    |
| その他             | 110    |                       |        |
| 貸倒引当金           | △11    | 非 支 配 株 主 持 分         | 576    |
|                 |        | 純 資 産 合 計             | 48,616 |
| 資 産 合 計         | 55,773 | 負 債 純 資 産 合 計         | 55,773 |

# 連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                           | 金 額   |              |
|-------------------------------|-------|--------------|
| 売 上 高                         |       | 24,345       |
| 売 上 原 価                       |       | 15,163       |
| <b>売 上 総 利 益</b>              |       | <b>9,181</b> |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |       | 4,630        |
| <b>営 業 利 益</b>                |       | <b>4,551</b> |
| 営 業 外 収 益                     |       |              |
| 受 取 利 息                       | 49    |              |
| 受 取 配 当 金                     | 62    |              |
| 受 取 賃 貸 料                     | 15    |              |
| 固 定 資 産 売 却 益                 | 36    |              |
| そ の 他                         | 40    | 204          |
| 営 業 外 費 用                     |       |              |
| 支 払 利 息                       | 1     |              |
| 固 定 資 産 除 売 却 損               | 39    |              |
| 長 期 前 払 費 用 一 時 償 却 額         | 37    |              |
| そ の 他                         | 18    | 96           |
| <b>経 常 利 益</b>                |       | <b>4,658</b> |
| 特 別 損 失                       |       |              |
| 解 体 撤 去 費 用                   | 56    |              |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損             | 33    |              |
| 固 定 資 産 除 売 却 損               | 20    | 110          |
| <b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>  |       | <b>4,547</b> |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 1,397 |              |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 32    | 1,430        |
| <b>当 期 純 利 益</b>              |       | <b>3,117</b> |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |       | 43           |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |       | <b>3,074</b> |

# 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |            |        |      |                   |
|-------------------------------|---------|------------|--------|------|-------------------|
|                               | 資本金     | 資 本<br>剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式 | 株 主<br>資 本<br>合 計 |
| 当連結会計年度期首残高                   | 3,530   | 3,402      | 39,678 | △873 | 45,737            |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |            |        |      |                   |
| 剰余金の配当                        |         |            | △1,222 |      | △1,222            |
| 親会社株主に帰属する当期純利益               |         |            | 3,074  |      | 3,074             |
| 自己株式の取得                       |         |            |        | △0   | △0                |
| 自己株式の処分                       |         |            | △0     | 0    | 0                 |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額（純額） |         |            |        |      |                   |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -       | -          | 1,852  | △0   | 1,851             |
| 当連結会計年度末残高                    | 3,530   | 3,402      | 41,530 | △873 | 47,589            |

|                               | その他の包括利益累計額                   |                  |                            | 非支配株主持分 | 純資産<br>合 計 |
|-------------------------------|-------------------------------|------------------|----------------------------|---------|------------|
|                               | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の<br>包括利益<br>累計額<br>合 計 |         |            |
| 当連結会計年度期首残高                   | 5                             | 33               | 39                         | 546     | 46,323     |
| 連結会計年度中の変動額                   |                               |                  |                            |         |            |
| 剰余金の配当                        |                               |                  |                            |         | △1,222     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益               |                               |                  |                            |         | 3,074      |
| 自己株式の取得                       |                               |                  |                            |         | △0         |
| 自己株式の処分                       |                               |                  |                            |         | 0          |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額（純額） | 267                           | 144              | 412                        | 29      | 442        |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 267                           | 144              | 412                        | 29      | 2,293      |
| 当連結会計年度末残高                    | 272                           | 178              | 451                        | 576     | 48,616     |



## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

子会社3社はすべて連結しております。

連結子会社名

セコムジャスティック上信越株式会社

セコムテクノ上信越株式会社

セコム佐渡株式会社

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 : 償却原価法(利息法)によっております。

その他有価証券 : 時価のある有価証券については、株式は連結決算日前1ヶ月の市場価格の平均価格、債券は連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

時価のない有価証券については、移動平均法による原価法によっております。

##### ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品は主に移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、原材料及び貯蔵品については、最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

##### ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

警報機器及び設備 : 定率法を採用しております。

平均見積使用期間(5~8年)にわたり償却しております。

それ以外の有形固定資産 : 定額法を採用しております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3~50年

なお、取得価額が100千円以上200千円未満の資産については、法人税法の規定に基づく3年均等償却によっております。

##### ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### ニ. 長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、警備契約先における機器設置工事費のうち、その契約先からの受取額を超える部分は「長期前払費用」として処理し、契約期間（5年）に基づく定額法によっております。

### ③重要な引当金の計上基準

#### イ. 貸倒引当金

債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

### ④退職給付に係る会計処理の方法

#### イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ロ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として13.3年)による定額法により発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、発生連結会計年度より平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として13年)による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

### ⑤重要な収益及び費用の計上基準

#### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

### ⑥その他連結計算書類の作成のための重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### (1) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(2) 連結損益計算書

前連結会計年度で特別損失の「その他」に含めておりました「固定資産除売却損」は、重要性が増したため当連結会計年度より独立掲記することとしております。なお、前連結会計年度における「固定資産除売却損」の金額は2百万円であります。

**3. 会計上の見積りに関する注記**

退職給付費用及び退職給付に係る負債

- ・科目名及び当連結会計年度計上額

(単位：百万円)

| 科目名       | 金額    |
|-----------|-------|
| 退職給付に係る資産 | 1,709 |
| 退職給付に係る負債 | 162   |

- ・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社においては、退職金制度と確定拠出年金制度を採用しております。

退職給付費用及び退職給付に係る負債は、数理計算上で設定される前提条件に基づき算出されております。これらの前提条件には、割引率、予想昇給率、退職率、統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の長期期待運用収益率などの要素が含まれており、割引率及び長期期待運用収益率は、金利の変動を含む現在の市場動向などを考慮して決定しております。実際の結果がこれらの前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、退職給付費用及び退職給付に係る負債の金額に影響を与える可能性があります。

**4. 連結貸借対照表に関する注記**

(1) 現金護送業務用現金及び預金、現金護送業務用預り金

当社グループでは銀行等の金融機関が設置している現金自動受払機の現金補填業務等を行っております。

現金護送業務用現金及び預金残高、並びに現金護送業務用預り金残高は当該業務に関連したものであり、当社グループによる使用が制限されております。

(2) たな卸資産の内訳

|          |        |
|----------|--------|
| 商品及び製品   | 36 百万円 |
| 未成工事支出金  | 7 百万円  |
| 原材料及び貯蔵品 | 16 百万円 |

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 17,576 百万円

(4) 保証債務

従業員の借入金6百万円に対し債務保証を行っております。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式及び自己株式に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末<br>株式数 |
|-------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式 |                  |                  |                  |                 |
| 普通株式  | 13,109,501       | -                | -                | 13,109,501      |
| 自己株式  |                  |                  |                  |                 |
| 普通株式  | 244,602          | 148              | 70               | 244,680         |

#### (変動事由の概要)

|                  |      |
|------------------|------|
| 単元未満株式の買取りによる増加  | 148株 |
| 単元未満株式の買増請求による減少 | 70株  |

### (2) 配当に関する事項

#### ①配当金支払額

| 決議                   | 株式の<br>種類 | 配当金の総額 | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-----------|--------|--------------|------------|------------|
| 2020年6月23日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式  | 643百万円 | 50円          | 2020年3月31日 | 2020年6月24日 |
| 2020年11月6日<br>取締役会   | 普通<br>株式  | 578百万円 | 45円          | 2020年9月30日 | 2020年12月4日 |

#### ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 823百万円     |
| 1株当たり配当額 | 64円        |
| 基準日      | 2021年3月31日 |
| 効力発生日    | 2021年6月24日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にセキュリティ事業を行うための必要な資金確保を最優先とし、一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブ取引は利用しておらず、また、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、未収契約料は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの売掛債権管理規程やマニュアルに従い、取引先ごとの期日管理を行っており、管理部にて月次単位で把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券と業務上の関係を有する企業の株式で、それぞれ発行体の信用リスク及び金利・為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。これらの時価は、本社管理部門にて定期的に取り締役に報告されております。また、親会社であるセコム株式会社のグループ内金融取引として短期貸付を行っております。貸付の年間計画と合わせて運用状況も財務部にて定期的に取り締役に報告され、承認する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、設備関係未払金、未払法人税等、並びに現金護送業務用預り金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

また、当社は各部署からの報告等に基づき、財務部にて適時、資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価等を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）参照）。

(単位：百万円)

|                 | 連結貸借対照表計上額 | 時価     | 差額 |
|-----------------|------------|--------|----|
| ① 現金及び預金        | 20,282     | 20,282 | -  |
| ② 現金護送業務用現金及び預金 | 1,139      | 1,139  | -  |
| ③ 受取手形及び売掛金     | 409        | 409    | -  |
| ④ 未収契約料         | 1,127      | 1,127  | -  |
| ⑤ 有価証券及び投資有価証券  |            |        |    |
| イ. 満期保有目的の債券    | 148        | 184    | 35 |
| ロ. その他有価証券      | 2,164      | 2,164  | -  |
| ⑥ 短期貸付金         | 17,400     | 17,400 | -  |
| 資産 計            | 42,672     | 42,707 | 35 |
| ① 支払手形及び買掛金     | 160        | 160    | -  |
| ② 未払金           | 769        | 769    | -  |
| ③ 設備関係未払金       | 254        | 254    | -  |
| ④ 未払法人税等        | 859        | 859    | -  |
| ⑤ 現金護送業務用預り金    | 1,139      | 1,139  | -  |
| 負債 計            | 3,181      | 3,181  | -  |

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

- ①現金及び預金、②現金護送業務用現金及び預金、③受取手形及び売掛金、④未収契約料、並びに⑥短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

**負債**

- ①支払手形及び買掛金、②未払金、③設備関係未払金、④未払法人税等、並びに  
⑤現金護送業務用預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

| 区分         | 連結貸借対照表計上額 |
|------------|------------|
| 非上場株式      | 256        |
| 投資事業有限責任組合 | 8          |
| 長期預り保証金    | 1,042      |

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|                           | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---------------------------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金                    | 20,282 | -           | -            | -    |
| 現金護送業務用現金及び預金             | 1,139  | -           | -            | -    |
| 受取手形及び売掛金                 | 409    | -           | -            | -    |
| 未収契約料                     | 1,127  | -           | -            | -    |
| 有価証券及び投資有価証券<br>満期保有目的の債券 | -      | -           | -            | 148  |
| 短期貸付金                     | 17,400 | -           | -            | -    |
| 合計                        | 40,358 | -           | -            | 148  |

**7. 1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額 3,734円 27銭  
1株当たり当期純利益 238円 96銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

**8. 重要な後発事象に関する注記**

該当ありません。

# 貸 借 対 照 表

( 2021 年 3 月 31 日 現 在 )

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
|------------------------|---------------|------------------------|---------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b>     |               | <b>( 負 債 の 部 )</b>     |               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>37,208</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>5,385</b>  |
| 現金及び預金                 | 17,379        | 買掛金                    | 158           |
| 現金護送業務用現金及び預金          | 1,139         | 未払金                    | 854           |
| 受取手形                   | 2             | 設備関係未払金                | 303           |
| 未収契約料                  | 876           | 未払法人税等                 | 796           |
| 売掛金                    | 405           | 未払消費税等                 | 289           |
| 未収入金                   | 409           | 未払費用                   | 40            |
| 商品及び製品                 | 36            | 現金護送業務用預り金             | 1,139         |
| 原材料及び貯蔵品               | 12            | 前受契約料                  | 1,244         |
| 前払費用                   | 58            | 賞与引当金                  | 391           |
| 短期貸付金                  | 16,500        | その他                    | 167           |
| その他の他                  | 390           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>1,303</b>  |
| 貸倒引当金                  | △2            | 長期未払金                  | 18            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>14,799</b> | 長期預り保証金                | 1,031         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>8,584</b>  | 繰延税金負債                 | 170           |
| 建物                     | 2,100         | 退職給付引当金                | 42            |
| 車両運搬具                  | 56            | その他                    | 41            |
| 警報機器及び設備               | 3,286         | <b>負 債 合 計</b>         | <b>6,689</b>  |
| 警備器具                   | 12            | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>   |               |
| 工具、器具及び備品              | 155           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>45,061</b> |
| 土地                     | 2,910         | 資本金                    | 3,530         |
| 建設仮勘定                  | 62            | 資本剰余金                  | 3,401         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>9</b>      | 資本準備金                  | 3,401         |
| ソフトウェア                 | 9             | 利益剰余金                  | 39,004        |
| その他                    | 0             | 利益準備金                  | 219           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>6,205</b>  | その他利益剰余金               | 38,784        |
| 投資有価証券                 | 2,535         | 別途積立金                  | 16,941        |
| 関係会社株式                 | 738           | 繰越利益剰余金                | 21,843        |
| 長期前払費用                 | 1,426         | 自己株式                   | △873          |
| 前払年金費用                 | 1,428         | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b> | <b>257</b>    |
| 保険積立金                  | 23            | その他有価証券評価差額金           | 257           |
| その他                    | 64            | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>45,319</b> |
| 貸倒引当金                  | △11           | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>   | <b>52,008</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>52,008</b> |                        |               |

# 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額   |        |
|--------------|-------|--------|
| 売上高          |       | 22,002 |
| 売上原価         |       | 13,954 |
| 売上総利益        |       | 8,047  |
| 販売費及び一般管理費   |       | 3,934  |
| 営業利益         |       | 4,113  |
| 営業外収益        |       |        |
| 受取利息         | 46    |        |
| 受取配当金        | 165   |        |
| 受取賃貸料        | 49    |        |
| 固定資産売却益      | 36    |        |
| その他          | 25    | 324    |
| 営業外費用        |       |        |
| 支払利息         | 1     |        |
| 固定資産除売却損     | 38    |        |
| 長期前払費用一時償却額  | 36    |        |
| その他          | 15    | 92     |
| 経常利益         |       | 4,344  |
| 特別損失         |       |        |
| 解体撤去費用       | 56    |        |
| 投資有価証券評価損    | 33    |        |
| 固定資産除売却損     | 20    | 110    |
| 税引前当期純利益     |       | 4,234  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,277 |        |
| 法人税等調整額      | 17    | 1,294  |
| 当期純利益        |       | 2,939  |



# 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株主資本  |                       |                                 |                       |                       |                                 |                                 |             |                            |
|-----------------------------|-------|-----------------------|---------------------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------------------|---------------------------------|-------------|----------------------------|
|                             | 資本金   | 資本剰余金                 |                                 | 利益剰余金                 |                       |                                 |                                 | 自<br>己<br>株 | 株<br>主<br>資<br>本<br>合<br>計 |
|                             |       | 資<br>本<br>準<br>備<br>金 | 資<br>本<br>剰<br>余<br>金<br>合<br>計 | 利<br>益<br>準<br>備<br>金 | その他利益剰余金              |                                 | 利<br>益<br>剰<br>余<br>金<br>合<br>計 |             |                            |
|                             |       |                       |                                 |                       | 別<br>途<br>積<br>立<br>金 | 繰<br>越<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金 |                                 |             |                            |
| 当事業年度期首残高                   | 3,530 | 3,401                 | 3,401                           | 219                   | 16,941                | 20,126                          | 37,287                          | △873        | 43,344                     |
| 事業年度中の変動額                   |       |                       |                                 |                       |                       |                                 |                                 |             |                            |
| 剰余金の配当                      |       |                       |                                 |                       |                       | △1,222                          | △1,222                          |             | △1,222                     |
| 当期純利益                       |       |                       |                                 |                       |                       | 2,939                           | 2,939                           |             | 2,939                      |
| 自己株式の取得                     |       |                       |                                 |                       |                       |                                 |                                 | △0          | △0                         |
| 自己株式の処分                     |       |                       |                                 |                       |                       | △0                              | △0                              | 0           | 0                          |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |       |                       |                                 |                       |                       |                                 |                                 |             |                            |
| 事業年度中の変動額合計                 | -     | -                     | -                               | -                     | -                     | 1,717                           | 1,717                           | △0          | 1,716                      |
| 当事業年度末残高                    | 3,530 | 3,401                 | 3,401                           | 219                   | 16,941                | 21,843                          | 39,004                          | △873        | 45,061                     |

|                             | 評価・換算差額等                                |                                           | 純資産<br>合計 |
|-----------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------|-----------|
|                             | その<br>他有<br>価証<br>券<br>評<br>価<br>差<br>額 | 評<br>価<br>・<br>換<br>算<br>差<br>額<br>等<br>計 |           |
| 当事業年度期首残高                   | △3                                      | △3                                        | 43,341    |
| 事業年度中の変動額                   |                                         |                                           |           |
| 剰余金の配当                      |                                         |                                           | △1,222    |
| 当期純利益                       |                                         |                                           | 2,939     |
| 自己株式の取得                     |                                         |                                           | △0        |
| 自己株式の処分                     |                                         |                                           | 0         |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | 260                                     | 260                                       | 260       |
| 事業年度中の変動額合計                 | 260                                     | 260                                       | 1,977     |
| 当事業年度末残高                    | 257                                     | 257                                       | 45,319    |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

- 満期保有目的の債券 : 償却原価法(利息法)によっております。
- 関係会社株式 : 移動平均法による原価法によっております。
- その他有価証券 : 時価のある有価証券について、株式は決算日前1ヶ月の市場価格の平均価格、債券は決算日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。
- 時価のない有価証券については、移動平均法による原価法によっております。

##### ②たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 商品及び製品は主に移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、原材料及び貯蔵品については、最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産(リース資産を除く)

- 警報機器及び設備 : 定率法を採用しております。
- 平均見積使用期間(5~8年)にわたり償却しております。
- それ以外の有形固定資産 : 定額法を採用しております。
- 主な資産の耐用年数は以下のとおりです。
- 建物 3~50年
- なお、取得価額が100千円以上200千円未満の資産については、法人税法の規定に基づく3年均等償却によっております。

##### ②無形固定資産(リース資産を除く)

- 定額法を採用しております。
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

##### ③リース資産

- 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ④長期前払費用

- 定額法を採用しております。
- なお、警備契約先における機器設置工事費のうち、その契約先からの受取額を超える部分は「長期前払費用」として処理し、契約期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

- 債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## ②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

## ③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金及び前払年金費用として計上しております。

### イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### ロ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13.3年)による定額法により発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、発生会計年度より平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により費用処理することとしております。

## (4) 収益及び費用の計上基準

### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

## (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### ①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### ②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### (1) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

### (2) 損益計算書

前事業年度で特別損失の「その他」に含めておりました「固定資産除売却損」は、重要性が増したため当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度における「固定資産除売却損」の金額は2百万円であります。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

退職給付費用及び退職給付引当金

・科目名及び当事業年度計上額

(単位：百万円)

| 科目名     | 金額    |
|---------|-------|
| 前払年金費用  | 1,428 |
| 退職給付引当金 | 42    |

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 現金護送業務用現金及び預金、現金護送業務用預り金

当社は銀行等の金融機関が設置している現金自動受払機の現金補填業務等を行っております。

現金護送業務用現金及び預金残高、並びに現金護送業務用預り金残高は当該業務に関連したものであり、当社による使用が制限されております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 17,169 百万円

(3) 保証債務

従業員の借入金6百万円に対し債務保証を行っております。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 766 百万円

短期金銭債務 1,166 百万円

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

営業取引(収入分) 266 百万円

営業取引(支出分) 8,612 百万円

営業取引以外の取引(収入分) 176 百万円

営業取引以外の取引(支出分) 0 百万円

### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数 | 当事業年度増加<br>株式数 | 当事業年度減少<br>株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 普通株式  | 244,602        | 148            | 70             | 244,680       |

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 148 株

単元未満株式の買増請求による減少 70 株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|              |          |
|--------------|----------|
| 賞与引当金        | 119 百万円  |
| 未払事業税        | 50 百万円   |
| 未払社会保険料      | 16 百万円   |
| 減損損失         | 1 百万円    |
| 貸倒引当金        | 4 百万円    |
| 固定資産評価損      | 77 百万円   |
| 投資有価証券評価損    | 61 百万円   |
| 退職給付引当金      | 13 百万円   |
| その他有価証券評価差額金 | △112 百万円 |
| その他          | 32 百万円   |
| 計            | 264 百万円  |

### 繰延税金負債

|           |          |
|-----------|----------|
| 前払年金費用    | △434 百万円 |
| 計         | △434 百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | △170 百万円 |

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  
貸借対照表に計上した固定資産を除き、該当事項はありません。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

| 種類  | 会社等の名称  | 議決権等の所有（被所有）割合（%）            | 関連当事者との関係  | 取引の内容            | 取引金額  | 科目                   | 期末残高 |
|-----|---------|------------------------------|------------|------------------|-------|----------------------|------|
| 親会社 | セコム株式会社 | （被所有）<br>直接 54.15<br>間接 0.40 | 機器等の購入     | 商品の購入（注1）        | 1,238 | 買掛金                  | 158  |
|     |         |                              |            | 機器の購入（注1）        | 1,863 | 設備関係未払金              | 248  |
|     |         |                              | 業務委託及び技術援助 | 業務委託料及び技術援助料（注1） | 565   | 未払金                  | 119  |
|     |         |                              |            | 三者契約分の契約料未収入金    | 4,758 | 未収入金                 | 345  |
|     |         |                              | 役員の兼任等     | 三者契約分の契約料預り金     | 1,944 | 流動負債<br>その他<br>(預り金) | 103  |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 商品・機器の購入、業務委託料及び技術援助料については、市場動向を勘案して、協議の上決定しております。

(注2) 上記金額のうち取引金額（三者契約分の契約料未収入金及び三者契約分の契約料預り金を除く）には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## (2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 種類  | 会社等の名称                | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関連当事者との関係      | 取引の内容                                      | 取引金額         | 科目                 | 期末残高      |
|-----|-----------------------|-------------------|----------------|--------------------------------------------|--------------|--------------------|-----------|
| 子会社 | セコムジャスティック<br>上信越株式会社 | (所有)<br>直接 100.00 | 業務委託<br>役員の兼任等 | 外注委託<br>警備料（注1）                            | 2,382        | 未払金                | 221       |
| 子会社 | セコムテクノ<br>上信越株式会社     | (所有)<br>直接 66.60  | 業務委託<br>役員の兼任等 | セキュリティシステム工事<br>設置費（注1）<br>外注保守<br>点検費（注1） | 1,780<br>468 | 未払金<br>設備関係<br>未払金 | 257<br>51 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 各取引の条件は、市場動向を勘案して、協議の上決定しております。

(注2) 上記金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## (3) 兄弟会社等

(単位：百万円)

| 種類      | 会社等の名称       | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関連当事者との関係 | 取引の内容                 | 取引金額         | 科目         | 期末残高        |
|---------|--------------|-------------------|-----------|-----------------------|--------------|------------|-------------|
| 親会社の子会社 | セコムクレジット株式会社 | —                 | 資金の貸付等    | 金銭の貸付（注1）<br>受取利息（注1） | 30,500<br>46 | 短期貸付金<br>— | 16,500<br>— |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸付金の取引条件は、セコムグループ内金融として、現在の預金金利動向等を勘案して、協議の上決定しております。

(注2) 上記金額のうち取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

|            |        |     |
|------------|--------|-----|
| 1株当たり純資産額  | 3,522円 | 71銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 228円   | 47銭 |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当ありません。

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

セコム上信越株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井清幸 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥村始史 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セコム上信越株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セコム上信越株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

セコム上信越株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 櫻井清幸 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奥村始史 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セコム上信越株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書（謄本）

## 監 査 報 告 書

2021年5月20日

セコム上信越株式会社

代表取締役社長 山 中 善 紀 殿

セコム上信越株式会社 監査役会

常勤社外監査役 田 口 浩 ㊟

監 査 役 辻 康 弘 ㊟

社外監査役 鷲 尾 栄 作 ㊟

社外監査役 国 領 保 則 ㊟

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③ 事業報告に記載されている親会社等との間の取引に関する事項（会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

以 上